

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 4 月 8 日 (金) 第 301 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (2 件)	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	3
○救急病院等の認定	(保健医療福祉課取扱い)	4
○救急病院等に関する申出の撤回	(保健医療福祉課取扱い)	4
○私立学校の廃止の認可	(子育て支援課取扱い)	4
○ふ化業者の登録	(畜産課取扱い)	5
○県営土地改良事業の計画の決定	(農地整備課取扱い)	5
○県営土地改良事業の計画の変更 (2 件)	(農地整備課取扱い)	5
○県営土地改良事業に係る換地処分	(農地整備課取扱い)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い)	6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(北薩地域振興局取扱い)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い)	7
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 363 号

森林病虫害等防除法 (昭和 25 年法律第 53 号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令 和 4 年 4 月 8 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、阿久根市、日置市、志布志市、大崎町、東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域 (「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令 和 4 年 5 月 10 日 から 同 年 6 月 30 日 まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1 の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損

害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和4年7月8日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第364号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 4 年 5 月 10 日から同年 6 月 30 日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1 の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3 に掲げる措置を行った者は、令和 4 年 7 月 8 日 (金) までに、森林病害虫等駆除実施届出書 (別記様式) を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病害虫等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が 3 に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3 に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)の期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1 の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から 2 週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

森林病害虫等駆除実施届出書

森林病害虫等防除法施行細則第 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林 (伐採跡地を含む。)の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市加治木町小山田字松尾坂1753番，字堤6075番，6076番，6078番4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字松尾坂1753番，字堤6075番（次の図に示す部分に限る。），6076番，6078番4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第366号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次のとおり救急診療所として認定した。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

診療所の名称	所在地	認定の有効期間
鹿屋ハートセンター	鹿屋市札元二丁目3746-8	令和3年10月1日から 令和6年9月30日まで

鹿児島県告示第367号

次の診療所から，救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出の撤回があった。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

診療所の名称	所在地	撤回年月日
鹿屋ハートセンター	鹿屋市札元二丁目3746-8	令和3年12月27日

鹿児島県告示第368号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により，私立学校の廃止を次のとおり認可した。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

名称	位置	設置者	認可年月日	廃止期日
古仁屋信愛幼稚園	大島郡瀬戸内町古仁屋春日17番3号	学校法人奄美信愛学園	令和4年3月29日	令和5年3月31日

鹿児島県告示第369号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登 録 年 月 日	登 録 の 有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 3の2号	令和4年 3月25日	令和7年 3月24日	株式会社カゴシマバンズ 霧島市国分広瀬1692番地 36	株式会社カゴシマバンズ 財部ひなセンター 曾於市財部町南俣8250番 地4
鹿ふ登第 3の3号	令和4年 3月25日	令和7年 3月24日	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14
鹿ふ登第 3の4号	令和4年 3月25日	令和7年 3月24日	鹿児島くみあいチキンフ ーズ株式会社 鹿児島市鴨池新町15番地	鹿児島くみあいチキンフ ーズ株式会社加治木ふ化 場 始良市加治木町小山田 4900番地

鹿児島県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）羽有地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年4月11日から同年5月12日まで
- 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備）南薩地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年4月11日から同年5月12日まで
- 縦覧場所
枕崎市役所農政課
指宿市役所耕地林務課
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害対策整備）（旧：県営用排水施設整備（用排水施設））（農業用排水施設整備）伊唐地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地林務課

鹿児島県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の換地計画に係る換地処分を、令和4年3月15日に行った。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年4月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	瀬上里線	薩摩川内市上甕町瀬上字池平56番3地先から52番1地先まで	前	10.0~28.8	292.2
		薩摩川内市上甕町瀬上字山崎817番3地先から同市上甕町瀬上字池平52番1地先まで	前	17.1~78.3	277.7
			後	17.1~78.3	277.7

北薩地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年4月8日

北薩地域振興局長 橘木宏幸

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所いちごいち	出水市明神町1743番地1	株式会社Unselfish	出水市荘1764番地1	下田 静吾	令和4年3月30日	放課後等デイサー

咲						ビス
にじいろ	薩摩川内市国分寺町4012番地	合同会社N I S H I Y A M A	薩摩川内市御陵下町5番32号	西山 満郎	令和4年4月1日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年4月8日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
悠ハウス	鹿屋市西原四丁目12-18	株式会社悠L I F E	鹿屋市西原一丁目33番4-2号	上木原道代	令和4年3月2日	共同生活援助

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月8日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日置市伊集院町麦生田字笹原2148番1の一部、2151番1、2152番1の一部、2152番2、2153番の一部、2173番の一部、2174番の一部、2179番2の一部、2180番の一部、2181番1の一部、2184番、2185番、2186番及び2188番並びに宇池迫2189番の一部、2191番の一部及び2201番9の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

日置市伊集院町麦生田字笹原2158番地
日之出紙器工業株式会社
代表取締役 塩崎巖